「令和2年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会 理 事 長 菰 田 正 信 (三井不動産㈱社長)

本日決定された「令和2年度税制改正大綱」では、最重点要望と位置付けていた「長期保有土地等に係る事業用資産の買換え特例」の延長が認められた。世界経済の先行きの不透明感が増し、製造業を中心に企業の景況感が弱含む中、安定的な設備投資を促進し、成長力強化に資するものである。

また、「新築住宅に係る固定資産税の軽減特例」、「居住用財産の買換え・売却に伴う特例」や「国家戦略特区に係る特例」をはじめ、都市、住宅、土地等に係るその他の主要な要望についても延長等が認められた。

都市の国際競争力の一段の強化に向けたビジネス環境整備や防災性能の向上、多様なニーズに対応した質の高い良好な住宅ストックの形成等に資するものであり、評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

・ 今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、引き続き、時代を先取りした魅力的なまちづくりの推進と豊かな住生活の実現を通じて、日本経済の持続的な成長に 貢献して参りたい。

以上